公　告

裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７７号
東京都杉並区本天沼３丁目38番15号　グレス天沼202
債務者　入澤　康俊
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３４３号
埼玉県行田市大字荒木1756番地１
債務者　石井　英子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県熊谷市樋春1954番地１
債務者　橋本　良信
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２６５号
相模原市南区鵜野森３丁目４番９号　メゾンドエルＡ202
債務者　佐藤　秀之
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２１号
相模原市緑区町屋４丁目８番31号　レオパレスソレイユⅡ206号室
債務者　富樫　文彦
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２６号
相模原市中央区相生２丁目２番２―103号
債務者　辻　　一億
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２７号
相模原市中央区宮下本町１丁目８番12―３号
債務者　秦　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３９号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目22番19号　メゾン・フジ106号
債務者　後藤　正廣
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４６号
相模原市緑区若柳642番地６
債務者　植村　吉彦
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４８号
相模原市南区上鶴間５丁目15番８号　セドルハイム東林間106
債務者　伴　　清
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６１号
相模原市南区相模大野４丁目５番４―701号
債務者　村山　友紀
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３７８号
神奈川県座間市入谷４丁目2478番地の51　メゾンせいすい102号
債務者　奥村　浩久
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３８３号
相模原市中央区田名4419番地
債務者　橋本　　渡
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字朝代15番地
債務者　谷田　博昭
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
北九州市若松区高須南３丁目６番26―404号
債務者　松本　啓治
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０号
新潟県上越市柿崎区上下浜1667番地
債務者　金井　榮作
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５６号
新潟県上越市春日新田２丁目21番30号
債務者　瀧田　　進
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部